

# 平成29年度 京都エコスタイル認定製品募集要項

一般社団法人 京都産業エコ・エネルギー推進機構

## 1 目的

地球温暖化の進行や東日本大震災を契機とする電力コストの上昇等により、生産、消費、ライフスタイルなどあらゆる分野において、エネルギーの利用や自然との共生等の「エコ」に対する関心が一段と高まる中で、産業のあり方にも大きな変化が起こっています。

また、京都には伝統工芸から先端製品まで様々な分野で「エコ」を意識したものづくりが根付き、京都の産業を発展させてきました。

本事業では、「京都企業が生産するエコ製品」を募集・認定し、京都産業の特色を広くアピールするとともに、京都企業の情報発信や販路開拓へつなげるための取り組みを推進します。

## 2 応募資格

自社製品として製造の全部又は一部を行っている京都府内に事業所を有する中小企業（中小企業基本法第2条第1項に該当する企業）及び有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律第2条に該当する組合）

## 3 対象製品

製品の製造や使用の段階において環境負荷が低くエコが認められる製品、又はこれらの製品を製造する機械装置

なお、①1社で一貫生産することを要件とせず、分業工程の一部を担っている製品も対象とします。

また、他社が生産する製品に組み込まれる部品や部材等も対象とします。

②製品が唯一のものでなく、他に同種のものがある場合であっても対象とします。

③試作段階のもの、又は販売していないものは対象としません。

- |              |  |
|--------------|--|
| <b>【製品例】</b> | <ul style="list-style-type: none"><li>・再生可能エネルギーを活用する製品（太陽光発電装置、風力発電装置など）</li><li>・エネルギー利用を削減する製品</li><li>・省エネ行動を進める製品（スマートメーター、電力の見える化など）</li><li>・自然素材や再利用資源を活用した製品</li><li>・原材料の使用の効率化や削減をしている製品</li><li>・従来に比べ長期間の使用が可能な製品、繰り返し利用可能な製品</li><li>・これら製品を製造する機械装置</li><li>・これら製品の製造をサポートする装置</li><li>・これら製品に使用される主要な部品・部材</li></ul> |
|--------------|--|

## 4 募集期間

平成29年11月14日（火）～平成30年1月15日（月）必着

## 5 応募費用

無 料

## 6 応募方法

「応募シート」※を、（一社）京都産業エコ・エネルギー推進機構あてに郵送又は持参してください。

なお、併せてヒアリングを実施する場合がありますので、持参される場合は、あらかじめ来所の日時をお知らせください。（郵送の場合は、別途調整します。）

※ 「応募シート」は、(一社) 京都産業エコ・エネルギー推進機構のホームページ  
[http://www.kyoto-eco.jp/news/news\\_ecostyle/2017boshu.html](http://www.kyoto-eco.jp/news/news_ecostyle/2017boshu.html) からダウンロードできます。

## 7 申し込み・問い合わせ先

(一社) 京都産業エコ・エネルギー推進機構

〒615-0801 京都市右京区西京極豆田町2番地 京都工業会館3階

Tel 075-323-3840 Fax 075-323-3841 E-mail center.k-ecoene@k-ecoene.org

## 8 応募にあたっての留意事項

### (1) 自社工程部分の明示

応募シートに自社の担う工程部分を明示してください。

### (2) 応募内容の公示

応募内容（応募者名、製品名、応募製品の写真等）について、ホームページ等により公示し、予め意見を聴取する期間を設けますので、ご了承ください。

### (3) 認定の取消し

認定後、虚偽の判明や知的財産権等の権利侵害が明らかになった場合、また、製品の販売ができなくなった場合は、認定を取り消すことがあります。

### (4) 紛争の当事者処理

製品に関わる紛争が生じた場合は、当事者間で処理をしていただきます。

### (5) 個人情報の提供・利用目的

提供された個人情報は、応募に関する問い合わせ、審査結果の通知、今後の企画の案内、内部的な情報分析の統計資料として利用し、それ以外に無断で他の目的に使用することはありません。

### (6) その他

法律や何らかの契約、公序良俗に反した製品は認定対象外となります。

また、主催者（(一社) 京都産業エコ・エネルギー推進機構）が製造事業者に代わって品質・性能等を保証するものではありません。

## 9 審査方法

○一次審査は、書面により審査します。

○二次審査は、京都エコスタイル製品認定選考審査会において審査します。

<京都エコスタイル製品認定選考審査会>

①応募者によるプレゼンテーション： 製品を持参し、応募製品の説明をお願いします。

②外部有識者による審査委員の審査： 審査委員の協議により「京都エコスタイル認定製品」として推奨する製品を決定します。

※審査結果は、文書により後日お知らせします。